アマチュア競技選手の皆様へ

アマチュア競技選手の皆様へ 最近、関東甲信越各県で一部の競技選手による目に余るプロ行為が報告されています。 大多数の皆様が、ごく一部の心無い選手のために大いに迷惑をしているところです。このようなプロ行為 をしている選手諸君には、プロとしての資格を取得して、教授活動をされることをお勧め致します。 このようなプロ行為が実証されると、関東甲信越ブロックのアマチュア選手資格(ランク)が取り消され、アマチュア競技会へは出場出来なくなります。もとより他の地域での競技会についても同じです。このことは関東甲信越ブロックの総会においても確認され、決議されました。 つきましてはくれぐれも違反の無いよう、書面をもってご忠告させて頂きます。

平成 17 年 3 月 関東甲信越ブロック アマチュア資格審議委員会

東部総局規定「アマチュア選手規定」より抜粋

第 6 条 教師資格を保持している者及びプロフェッショナルであることを声明した者は、アマチュア選手と して競技会に出場することは出来ない。

ダンスを踊ったり指導したりすることで、報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場することは出来ない。 アマチュアとして身分を失った選手が、その身分を請願中の者は、アマチュア選手として競技会に出場することは出来ない。

アマチュア選手がデモンストレーションに出演するときは、出演願いを所管する各県の支局長へ 提出しなければならない。その場合も報酬や出演料を受けてはならない。

(財)日本ボールルームダンス連盟 東部総局